

## 石巻市における証書・証明書等の性別記載削除への対応について

### 【目的】

本市男女共同参画基本計画(第3次)を推進するにあたり、男女の人権を尊重し、性的指向・性自認・性同一性障害等の多様な性のあり方について理解促進を図るため、様々な分野での性別記載に関して特段の配慮が必要となっていることから、市の各部署において所管している証書・証明書等についても、法的制限等が特段ないものは性別記載を削除するもの。

### 【経過】

◎H31.4.17 住民基本台帳法施行令等及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録及び印鑑証明書への旧氏併記が可能となった。  
→復興政策部として、ジェンダー平等(SDGs)、男女共同参画推進の観点から、証明書等について全庁的に性別記載削除を推進する方向で進めることとした。

- ・7.5 「性別記載のある証書・証明書等の確認について」全部署へ照会。

照会結果：該当 76 件中、削除可能が 41 件

(うち条例改正(印鑑条例) 1 件、規則改正 13 件、要綱改正 5 件)

- ・8.22 「証書・証明書等の性別記載削除について」(対応等)全部署へ照会。

照会結果：削除可能と回答のあった 41 件のうち対応可 27 件

(その他要調整 13 件、対応不可 1 件)

### 【協議】

石巻市男女共同参画推進本部において、上記目的のとおり、本市の方針として位置づけることとし、今年度中、もしくは令和2年4月1日付けで必要な改正等を行うものとする。

また、本方針に基づく実施要綱の改正等については、担当部署において行うものとする。